

「日本銀行における職員の給与等の支給の基準」中一部変更

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 事務職員、技術職員、及び庶務職員及び企画専門職員の給与等

(1) 給与等の区分

事務職員、技術職員、及び庶務職員及び企画専門職員 (注) (以下「事務職員等」という。) の給与等の区分は次のとおりとする。

イ、給与……定例給与、諸手当、賞与

ロ、退職手当

(注) 企画専門職員とは、役職定年に伴って、満年齢60歳に達する月の末日に管理職を退いた者をいう。

(2) 定例給与

イ、定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなるものとする。

(イ) 俸給は、職種等の区分に応じて支給する。ただし、管理職及び企画専門職員 (以下「管理職等」という。) については、業績に顕われた能力に応じて支給する。

(ロ) 資格給は、資格等に応じて支給する。ただし、管理職等には支給しない。また、資格給は、能力、機能度により加給または減給することがあるほか、担っている役割に応じて加給することがある。

(ハ) 扶養手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上またははもしくはこれに相当する者または企画専門職員には支給しない。

ロ、
ハ、 } 略 (不変)

(3) 略 (不変)

(4) 賞与

イ、賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、管理職等は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

ロ、
ハ、

} 略（不変）

(5) 退職手当

退職手当は、退職一時金及び年金からなるものとする。

イ、
ロ、

} 略（不変）

ハ、年金

(イ) 年金の計算および支給方法

年金は、退職手当計算基準俸給に、標準年齢および資格等に応じた支給割合を乗じた金額を年額とし、退職の翌月から終身支給する。ただし、満年齢~~60歳~~定年年齢に達する月まで年金の支給を停止することがある。

(ロ) 略（不変）

(附則)

この一部変更は、令和6年4月1日から実施する。